



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 情報・宣伝部
2022年9月15日 No.519

「イノベティブスタッフ」の役割は主務職に限定するべきだ！

東日本ユニオンは9月14日に、申第2号「会社提案『現業機関における新たな役割について』に関する申し入れ」の団体交渉を開催しました。団体交渉では「イノベティブスタッフ」の新設に関する目的や具体的役割をはじめ、設置基準や運用に関して24項目にわたって説明を行ってきました。

その中で「管理者を補佐する」とした役割は職務内容の拡大ではなく「箇所における様々な担務をとりまとめ、価値創造・課題解決に向けた業務を推進する中心的な役割を担う」としたことで「結果的に管理者を補佐することにつながり、指揮命令系統はあくまでも職制によるものである」など「職制の枠を超えるものではない」ことも確認してきました。

現在「変革 2027」の実現に向けた「新たな仕事と組織」は、すべての社員が「多様な働き方」「柔軟な働き方」において、現業機関における企画業務をはじめ「連携と融合」によって新たな価値創造・課題解決に向けて業務を遂行しています。まさに、そのまとめ役として「イノベティブスタッフの指定（新設）」は理解しつつも、職制に基づいた役割が形骸化される恐れがあることから、9月15日に申第4号「会社提案『現業機関における新たな役割について』に関する第二次申し入れ」を行いました。

<申し入れ項目>

1. 「イノベティブスタッフ」の役割は「主務職」とすること。
2. 「イノベティブスタッフ」は担務や業務ではなく役割であることから、主務職の職務内容であり、二次発令は行わないこと。

組合員から寄せられた声！

- 「変革 2027」の実現に向けて現業機関では、すでに各種委員会やプロジェクト、業務研究などを通じて、価値創造・課題解決に向けた業務を推進している。企画、調整業務をはじめ、各担務や系統間、地域との連携など、一人ひとりが担務にとらわれない働き方をしているなかで、一部の社員だけが職務手当の支給を受けるのは納得できない。そもそも「イノベティブスタッフ」の役割は管理者、主務職の職務内容ではないのか。
- 「イノベティブスタッフ」に指定された人は、その役割に見合った勤務形態にするべきだ！
- 現業機関の必要出面数とは別に要員配置をするべきだ！

社員が納得感を得られる役割となるようにするべきだ！